

【校内教育支援員に係る勤務条件等】

| | |
|------------------|--|
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ● 不登校等の児童生徒への学習等の支援 ● 教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家、市町村教育支援センター等関係諸機関との連携 ● 府教育委員会主催の研修会等への参加 ● その他事業実施に当たり学校長が必要とする職務 |
| 条件付採用期間 | 条件付採用期間あり（原則 1 月） |
| 勤務場所 | 大阪府内（三島地区）の市町村立小中学校及び義務教育学校 |
| 任用期間 | 採用された日（令和 7 年 4 月 1 日以降）から令和 8 年 3 月 31 日まで |
| 報酬等 | <p>○報酬額及び交通費を支給。</p> <p>○報酬額：1 時間につき 1,600 円</p> <p>○交通費：通勤の事実の確認及び交通費の決定は、届出に基づき行います。</p> <p>○昇給、退職手当：なし</p> <p>○期末手当・勤勉手当：あり（ただし、任用期間が 6 月以上かつ勤務時間が、週あたり 15 時間 30 分以上の者（※）に限る。）</p> <p>※「勤務時間が週あたり 15 時間 30 分以上の者」とは、次のいずれかの者のことをいう。</p> <p>①任用期間全期間を平均した週あたりの勤務時間が 15 時間 30 分以上の者</p> <p>②任用期間において、月ごとに平均した週当たりの勤務時間が 15 時間 30 分以上である月が 6 月以上の者</p> |
| 報酬支払方法 | 月の 1 日からその月の末日までの間における勤務時間の実績により計算した額が、翌月の 10 日（その日が週休日・休日に当たるときはその直前の金融機関営業日）に支給。 |
| 勤務時間及び 休憩時間 | <p>休憩時間を除き、1 日につき 6 時間以内とし、1 週間につき 17 時間を超えない範囲。</p> <p>時間外勤務 なし</p> <p>勤務の時間帯は、勤務先の市町村教育委員会等との協議により決定</p> |
| 勤務回数 | 年間 114 時間以内（連絡会、会議等への参加を含む。） |
| 休日 (勤務を要しない日) | 日曜日、土曜日、国民の祝日にに関する法律に規定する休日、年末年始 |
| 休暇等 | 年次休暇：6 月を超える期間の定めにより勤務する者に対し、一定の基準により付与 特別休暇：あり（有給、無給） |
| 退職 | 任用期間の満了により退職するものとする。 |
| 保険等 | <p>原則、社会保険（公立学校共済組合保険、厚生年金保険）及び雇用保険の適用はありません。ご自身で国民健康保険等に加入していただくことになります。</p> <p>〔社会保険〕</p> <p>以下の要件に該当する場合、健康保険（公立学校共済組合）及び一般厚生年金（日本年金機構）が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働時間：週の所定労働時間が 20 時間以上 ・ 賃金：月額 88,000 円以上 ・ 勤務期間：継続して 2 か月超の雇用見込み <p>※学生の場合はお問合せください。</p> <p>〔雇用保険〕</p> <p>雇用時に定めた 1 週間の基本的な勤務時間が平均週 20 時間以上で 31 日以上の任用期間がある場合、適用となります。</p> |
| 災害補償 | 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところによります。 |
| 服務 | 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の定める服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用されます。 |
| 任命権者 | 大阪府教育委員会 |

- ※ なお、具体的な勤務条件については、任用時の勤務労働条件明示書により確認してください。
- ※ 勤務時間が事業場を異にする労働時間と通算して法定労働時間を超過するときは、事実確認の上、勤務時間の変更等を行う場合があります。
- ※ 標記の勤務条件等は、令和7年12月24日現在の内容です。今後、変更される場合があります。
その詳細については、地方自治法及び地方公務員法並びに非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の関係法令により定めていますので、大阪府教育庁市町村教育室小中学校課に確認してください。